

れた。具体的な対策として、「いじめを苦しめた子どもの自殺の予防」、「学生・生徒等への支援の充実」、「SOSの出し方に関する教育の推進」などが挙げられている。特に若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、ICTを活用した若者へのアウトリーチ策の強化をはじめ、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した支援策に係る情報提供の強化などにも取り組んでいくこととなっている。

COLUMN No.5

座間市における事件の再発防止に関して

平成29（2017）年10月に座間市で発覚した9名の方々が亡くなられた事件は、若者が日常的に利用するSNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした被害者の心の叫びに付け込んで、加害者が、言葉巧みに誘い出し殺害したという極めて卑劣な手口によるものとみられる。事件を受けて、政府は、「座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議」を開催し、関係省庁における従来の取組を検証した上で、再発防止策を同年12月19日に取りまとめた。

再発防止策では、SNS等における自殺に関する不適切な書き込みへの対策として、自殺の誘引情報等の削除等に対する事業者・利用者の理解の促進、事業者・関係者による削除等の強化が掲げられている。このほか、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策として、SNS等のICTを活用した相談機能の強化、若者の居場所づくりの支援等を進めていくことが掲げられている。今後、政府一体となって、検索事業者やSNS事業者、自殺対策関係NPO法人などの関係者の協力を得つつ、本再発防止策に迅速に取り組むこととし、その推進状況について確実に検証を行うとともに、検証の結果により新たに把握された課題について自殺対策大綱の見直し等に反映すること等とされている。

座間市における事件の再発防止策の概要

平成29年10月に座間市で発覚した9名の方々が亡くなられた事件は、加害者が、SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした被害者の心の叫びに付け込んで、言葉巧みに誘い出し殺害したという極めて卑劣な手口によるものとみられる。政府一体となって、関係者の協力を得つつ、以下の再発防止策に迅速に取り組む。

1. SNS等における自殺に関する不適切な書き込みへの対策

(1) 削除等に対する事業者・利用者の理解の促進

- 利用規約等（自殺の誘引情報等の書き込みの禁止・削除等）に関する事業者への要請、利用者への注意喚起

(2) 事業者・関係者による削除等の強化

- ① 事業者による自主的な削除の強化
 - 青少年ネット利用環境整備協議会の提言を踏まえたSNS事業者による取組への協力
- ② 事業者による削除を支える団体の支援
 - インターネット・ホットラインセンターの機能強化による削除依頼の支援
 - サイバーパトロールの強化

2. インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策

(1) ICTを活用した相談機能の強化

- ① ICTを活用した相談窓口への誘導の強化
 - 検索事業者・SNS事業者と自殺対策関係NPO法人をつなぐ場の設置
 - SNS等に対応した相談窓口への誘導の強化
- ② SNS等を活用した相談対応の強化
 - 地方公共団体におけるSNSを活用した相談事業の実施
 - 広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業の実施

(2) 若者の居場所づくりの支援等

- SOSの出し方に関する教育やSOSを受け止めて支援する方策も組み合わせた新たな居場所づくりのモデルの作成
- 自殺総合対策大綱に基づく若者等の自殺対策の更なる推進

3. インターネット上の有害環境から若者を守るための対策

- (1) 教育・啓発・相談の強化
- (2) 改正青少年インターネット環境整備法の早期施行

- ①今後の検証は、自殺対策基本法に基づく年次報告の作成過程で確実にを行い、政府の自殺総合対策大綱の見直し等に反映
- ②関連施策は、青少年インターネット環境整備基本計画の次期見直しに反映
- ③本再発防止策に限らず、自殺総合対策大綱の推進状況は、新たに設置する有識者会議で評価

（座間市における事件の再発防止策について（概要））

児童生徒の自殺予防のための取組として、文部科学省では、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議³⁰を開催し、自殺予防教育の在り方について調査研究を行っている。平成26（2014）年度には、学校における自殺予防教育導入の手引きである「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び「子供の自殺等の実態分析」について審議のまとめを作成し、これらの審議のまとめについて、各教育委員会等の生徒指導担当者や校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、周知を図っている。

また、長期休業（夏・冬・春休み）明けにおいて、児童生徒の自殺が多く発生していることを受け、長期休業前、期間中、終了前における見守り等を各学校に依頼している。

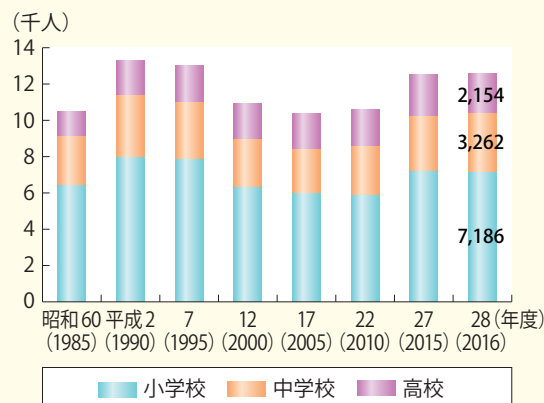
さらに、子供の悩みや不安を受け止めて相談に当たることが大切であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充など教育相談体制の充実を図っている（第2章第2節2（3）「学校における相談体制の充実」を参照）。

（2）外国人の子供や帰国児童生徒の教育の充実等（文部科学省）

帰国児童生徒の人数は、平成28（2016）年度、小・中・高等学校等合わせて12,602人であった（第3-38図）。また、日本語指導が必要な外国人の子供は、平成20（2008）年度を境に減少していたが、平成26（2014）年度以降再び増加しており、ポルトガル語や中国語を母語とする者が多くなっている（第3-39図）。このような子供たちが、就学の機会を逸することのないよう、就学支援が重要である。

第3-38図 帰国子女

◆平成28年度の帰国児童生徒数は、小・中・高等学校等合わせて12,602人であった。



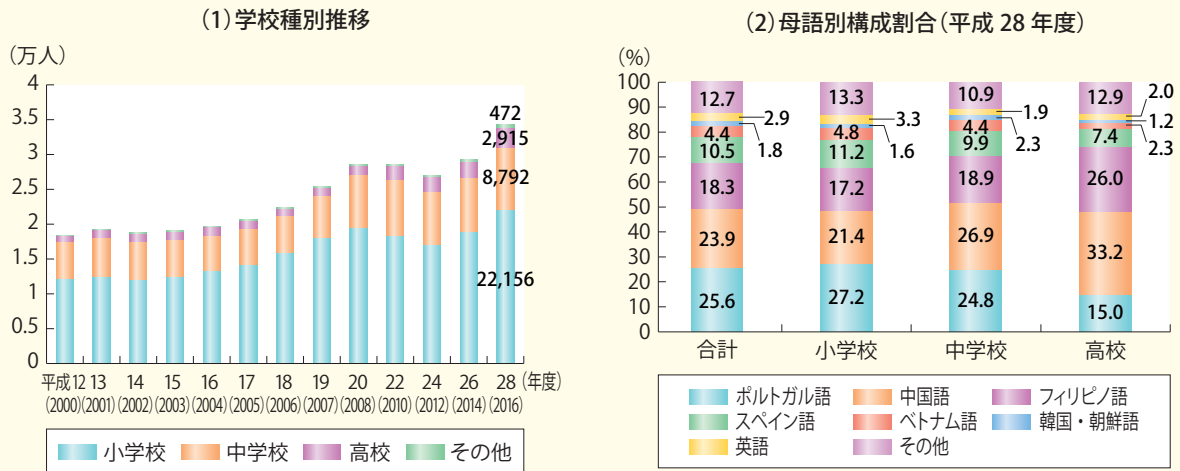
（出典）文部科学省「学校基本統計」

- （注）1. 海外勤務者等の子供で、1年を超える期間海外に在留し、当該年度の間に帰国した者の数。
2. 中学校と高校の値には中等教育学校前後期課程を含む。
3. 小学校と中学校の値には義務教育学校前後期課程を含む。

30 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/

第3-39図 日本語指導が必要な外国人の子供

◆日本語指導が必要な外国人の子供は、平成20年度を境に減少していたが、平成26年度以降再び増加している。



(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」
 (注) 1. 上記の「その他」とは、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の合計。
 2. 平成20年度からは隔年実施。

外国人には就学義務が課されていないが、その保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）や児童の権利条約に基づき、無償で受け入れている。これにより、教科書の無償配布や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

文部科学省は、外国人の子供の公立学校への受入れや帰国児童生徒を含む日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実にあたって、以下の取組を行っている³¹。

- ・日本語能力に課題のある児童生徒への指導の充実のため、これまで都道府県からの申請に応じて、毎年度の予算の範囲内で措置していた教員の加配定数について、対象児童生徒の数に応じて教員数を算定できるよう、基礎定数化の実施（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を一部改正、平成29年4月施行）
- ・日本語指導者などに対する実践的な研修
- ・教員を中心とする関係者が外国人児童生徒に対し適応指導や日本語指導を行える環境作りを支援するための、「日本語能力測定方法」の活用促進
- ・帰国・外国人児童生徒の受入促進や、日本語指導の充実、支援体制の整備に関する地方公共団体の取組を支援する補助事業の実施
- ・就学に課題を抱えている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校などへの就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体の取組を支援する補助事業の実施
- ・日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施の促進（学校教育法施行規則を一部改正、平成26年4月施行）

(3) 定住外国人の若者の就職の促進等（内閣府、厚生労働省）

政府では、「日系定住外国人施策の推進について」（平成26年3月日系定住外国人施策推進会議決定）に基づき、「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする」ことを施策の基本的な考え方として、関係府省の連携の下、日本語学習、子供の教育、就労、社会生活などの分野に関して各種の施策を推進している³²。

31 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

32 <http://www8.cao.go.jp/teiju/index.html>

日系人などの外国人集住地域のハローワークでは、日系人を中心とした定住外国人の若者の就職を促進するため、就業支援ガイダンスを実施するとともに、ガイダンス出席者を対象とした職業意識啓発指導や職業指導といった個別の就職支援を実施している。また、早期の就職を実現させるため、必要に応じて担当制による個々の求職者のニーズを踏まえた綿密な支援を行っている。

また、都道府県においては、訓練の受講に当たって一定の日本語能力を有する者に対して、その日本語能力などに配慮した職業訓練が実施されている。

(4) 性同一性障害者等に対する理解促進（文部科学省、法務省）

法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」や「外国人の人権を尊重しよう」のほか、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」、「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」などを啓発活動の強調事項として掲げ、シンポジウム・講演会の開催や啓発冊子の配布を行っているほか、人権啓発ビデオ「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」を作成し、各法務局等における貸出しやインターネットによる配信を行うなど、各種啓発活動を実施している（第3-40図）。

文部科学省は、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒への対応について、学級担任や管理職をはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー、教職員が協力して、実情を把握した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、子供の心情に十分配慮した教育相談の徹底を関係者に対して依頼している。また、平成28（2016）年4月に、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施についての教職員向け資料を公表し、全国の教育委員会等に周知した。平成29（2017）年度においても、各都道府県・政令市教育委員会の人権教育担当指導主事等を対象に、引き続き当該資料の周知を図った。

第3-40図 人権啓発ビデオ



（出典）法務省資料

第3節 子供・若者の被害防止・保護

1 児童虐待防止対策（厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省）

児童虐待の防止については、これまで、「児童虐待の防止等に関する法律」（平12法82）（以下「児童虐待防止法」という。）や「児童福祉法」（昭22法164）の累次の改正、「民法」などの改正により、制度的な充実が図られてきた。一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成28（2016）年度には児童虐待防止法制定直前の約10.5倍に当たる122,575件となっている（第3-41図）。特に心理的虐待が増加しており、この要因としては、児童が同居する家庭における配偶者などに対する暴力がある事案（面前DV）について警察からの通告が増加していることや、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化（189）の広報、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、国